

# 平成29年度 社会福祉法人みねやま福社会 事業計画

## 1 理念

- ・創立の理念を尊重し、より質の高い福祉サービスの提供
- ・地域の人々の、こころ豊かで安心・安全な暮らしへの貢献
- ・誇りと夢を持ち、福祉の仕事にまい進できるよう職員の幸福追求

## 2 品質方針

- ・私達は、サービス提供の全ての場面で「管理より生活を」大切にします。
- ・常に正しい情報の把握と提供に努め、自分が受けたサービス提供・改善に努めます。

## 3 基本方針

- (1) あらゆる法の理念に基づき、それを遵守します。
- (2) 質の高い福祉サービスを提供し、利用者や家族の満足を得るサービスの実践に努めます。
- (3) 迅速・正直・丁寧をもって、利用者・家族との対話に努め、地域社会への貢献を図ります。
- (4) 「ノーマリゼーション」の実現に向けて取り組みます。
- (5) 職員の育成に努め、全ての職員にとって、誇りと満足のある職場となるべく努めます。  
以上の基本方針に基づき、事業運営方針を定めます。

## 4 事業運営方針

- (1) 自立支援を中心にすえた利用者本位の福祉サービス提供に努めます。
- (2) 「いつでも、どこでも、だれでも」で表される普遍主義に則り、年齢の違い、性別、障害の有無にかかわらず、福祉サービスが必要な人へ、必要な福祉サービスを提供できるように努めます。
- (3) 地域の社会資源としての機能を十分に発揮できるように努めます。
- (4) 質の高い福祉サービスの提供ができるよう、また、職員一人一人が誇りと満足が得られるよう人材育成、職員研修に努めます。

## 5 事業経営方針

- (1) 経営戦略の確立
- (2) 経営体力の増強
- (3) 経営状況の可視化

## 6 年度目標

- (1) 法人理念の実践を常に念頭に置き、事業計画及び目標意識を醸成することを目指し、全職員一丸となり（共同）、心を合わせて（協同）まい進します。
- (2) 地域貢献と、老若男女、障害の有る人無い人みんな「ごちゃまぜ」の街づくりを常に心がけ、主体的・能動的・自立的（自律的）に行動し、地域に適合したサービスと支援を提供します。
- (3) 本部事務系統の体制強化を図ると共に、各部署の専門性を担保した業務体制を構築します。
- (4) 求人活動を積極的に行い人材確保に努め、職員の資質向上・育成のため研修を充実させるとともに、仕事と家庭生活を両立できる制度を整備します。
- (5) (仮称) 宮津福祉人材養成センターの開設準備を進め、開設後は速やかに京都北部地域の福祉人材の育成・確保の拠点となるよう、法人全体で取り組んでいきます。
- (6) 峰山乳児院・峰山乳児院付設幼児寮の新築工事が計画通り進捗しスムーズに事業開始できるように努めます。

## 7 職員研修

### (1) 新任職員研修

内容	研修のねらい
新任基本研修 ・法人各施設の事業 ・就業上の諸注意 ・法人理念と福祉 ・人に接するマナーについて	以下の点について、基本的な知識、理解を育てる。 ・法人の理念、基本方針 ・法人の経営する事業 ・法人の職員として相応しい礼儀および社会常識
接遇研修のフォローアップ (3月31日実施)	・法人の職員として相応しい礼儀および社会常識の基本マナーを習得する。
講義「社会福祉の考え方」	・社会福祉制度を正しく理解し、理念に沿った実践を行う職員を育てる。
体験学習①	・利用者に対し、サービスを提供する職員としてのコミュニケーションの力を高める。
接遇研修 A-2	・法人の職員として相応しい礼儀および社会常識の基本のフォローアップ。
体験学習②	・利用者に対し、サービスを提供する職員としてのコミュニケーションスキルを高める。 ・感性を豊かにする。
講習「ケアーとは何か」	・対人援助に携わる職員としての基本、大切なことについて学び、業種や職種を問わず福祉施設の職員として共通に求められる資質の向上を図る。
法人事業所見学	・法人の経営する事業所について、場所、対象者、事業の目的等を正しく理解し、説明できる職員を育てる。

### (2) 中堅職員研修Ⅰ (2～3年職員)

内容	研修のねらい
接遇研修 B (上・下半期 各2コース)	・法人の職員として相応しい礼儀および社会常識の基本のフォローアップ。 ・礼儀正しい言葉、ふるまい等、法人職員としての資質向上を図る。
講義「法人理念について」	・法人の理念、方針に関する具体的な知識や理解を深める

### (3) 中堅職員研修Ⅱ (4年以上職員)

内容	研修のねらい
講義「法人理念と中堅職員の役割」	・法人の理念、方針に関する具体的な知識や理解を深める。 ・法人のリーダー職員としての役割を理解し、そのスキルを高める。
接遇研修 C	・礼儀正しい言葉、ふるまい等、法人職員としての資質向上を図る。
セクハラ・パワハラ防止研修	・職員が安心して働ける職場を作る。
法人の将来を担う職員のパワーアップ研修 (講義とグループワーク)	・中堅～主任としての役割を理解し、現実に向かうスキルの習得を目指す。 ・自分自身の問題点に気づき、よりよい改革へ向かう姿勢を整える。

OJT 指導者研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OJT 指導者の役割を認識する。</li> <li>・OJT の基本的考え方・計画立案・実践方法を学ぶ。</li> </ul>
観察と記録研修（6回シリーズ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉職及び対人援助に関わる上で大切な「場面観察法」を学び、援助場面での観察の方法と、援助技術の向上を図る。</li> </ul>
メンタルイノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダー職員の自己研鑽を促しより良い人材育成に努める。</li> </ul>
メンタルヘルス（半日×2回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身のストレスに気づき、対処できるようにする</li> </ul>
コーチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自律性を育て発揮させる自立型人材を育成し、組織・職場の活性化で、職員満足度と利用者満足度を高める。</li> </ul>

#### （４）指導職員研修

内容	研修のねらい
考課者研修会（新任者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の基準（評価基準）に基づいて、考課者が職員の仕事の成果及びプロセスを客観的に評価し、公正な人事管理の実現を目指す。</li> </ul>
指導職員の役割1（新任者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任の指導職員を対象に、法人の理念、方針に関する具体的な知識や理解を深める。</li> <li>・職場での指導職職員としての役割を理解する。</li> </ul>
指導職員の役割2（全員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の理念、方針に関する具体的な知識や理解を深める。</li> <li>・職場での指導職職員としてのスキルを高める。</li> </ul>
労務管理研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の基本的な権利・義務を理解し、指導職としての労務という視点から部下を管理・指導する能力を習得する</li> </ul>
苦情対応（管理職と合同）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレームに対する心構えや手法、相手から理解と納得を得られるクレーム対応を学ぶ。</li> </ul>

#### （５）管理職員研修

内容	研修のねらい
考課者研修会（指導職と合同）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の基準（評価基準）に基づいて、考課者が職員の仕事の成果及びプロセスを客観的に評価し、公正な人事管理の実現を目指す。</li> </ul>
コーチングの会話術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーチングの要素を取り入れた会話術。</li> <li>・職員の主体性を育て、お互いを認め合う職場とする。</li> </ul>
苦情対応（指導職と合同）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレームに対する心構えや手法、相手から理解と納得を得られるクレーム対応を学ぶ。</li> </ul>
財務学習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自施設の運営状況から、問題点や改善すべき課題、強みなどを知り、今後の運営に活かす。</li> </ul>
労務管理研修（新任管理職）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の基本的な権利・義務を理解し、管理職としての労務という視点から部下を管理・指導する能力を習得する</li> </ul>
マネジメント研修（新任管理職）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員にとって働きやすい職場を作るために、マネジメント、リーダーシップ、職場風土の醸成等について学ぶ。</li> </ul>

#### （６）全職員研修

内容	研修のねらい
交通安全講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者や職員自身の安全を守るため、交通マナー・安全運転について再認識をする。</li> </ul>